



# 4月28日、第9回最終処分関係閣僚会議が開催され、その後、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(以下、基本方針)の改定が閣議決定されました

## 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定のポイント

～国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいく～

### 1. 国を挙げた体制構築

#### ○関係府省庁連携の体制構築

- ・「最終処分関係閣僚会議」のメンバーを拡充。
- ・「関係府省庁連絡会議」(本府省局長級)及び「地方支分部局連絡会議」(地方支分部局長級)を新設。

#### ○国・NUMO・電力の合同チームの新設/全国行脚

- ・国(経産省、地方支分部局)が主導し、地元電力・NUMO協働で全国行脚(100以上の自治体を訪問)。
- ・処分事業主体であるNUMOの地域体制を強化。

### 2. 国による有望地点の拡大に向けた活動強化

#### ○国から首長への直接的な働きかけの強化

- ・国主導の全国行脚(再掲)、全国知事会等の場での働きかけ。

#### ○国と関係自治体との協議の場の新設

- ・関心や問題意識を有する首長等との協議の場を新設(順次、参加自治体を拡大)。

### 3. 国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進

#### ○関心地域への国からの段階的な申入れ

- ・関心地域を対象に、文献調査の受け入れ判断の前段階から、地元関係者(経済団体、議会等)に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討などを申し入れ。

### 4. 国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化

#### ○関係府省庁連携による取組の強化

- ・文献調査受け入れ自治体等を対象に、関係府省庁で連携し、最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画・実施。

〔「最終処分関係閣僚会議」のメンバー拡充〕※  が拡充。

総務  
大臣

文部科学  
大臣

経済産業  
大臣

内閣官房  
長官

担当大臣  
(科学技術)

厚生労働  
大臣

農林水産  
大臣

国土交通  
大臣

環境  
大臣

担当大臣  
(地方創生)

(2023.4.28「最終処分関係閣僚会議(第9回)」資料から編集)

「最終処分関係閣僚会議」  
についてはこちら



- ✓ NUMOは、改定された基本方針を踏まえ、国や各地域の電力会社と協働して、できるだけ多くの自治体等を訪問し、関心喚起を図るなど、**文献調査の実施地域の拡大を目指す取組みを一層強化**してまいります。
- ✓ また、地域のニーズに応じて、地層処分事業の概要、安全性確保の考え方、これまでの対話活動の実績、北海道での取組状況など、**しっかりと情報提供**していきます。

